

議長（竹島貴行君） 8番 前原英石君。

8番（前原英石君） おはようございます。

私は、本6月定例議会において、通告をしております舟橋村自転車等駐車場条例についての質問と舟橋村環境美化の促進に関する条例について質問をいたします。

まず最初に、それぞれの条例は行政の遂行上必要に迫られて制定されたものと考えますが、改めて条例が制定されるに至った経緯と制定されてから現在まで取り組んでこられた施策や事業についての説明をお願いします。

また、それぞれの条例については、条例に反するような行為も見受けられますが、今後どのような手段を講じて、この舟橋村が今までにも増して住みよい村になるような環境づくりを進めていこうとしておられるのか、今後の取り組みについても、あわせてお尋ねします。

それでは、まず舟橋村自転車等駐車場条例についてお聞きします。

この条例は平成23年9月9日から施行されていますが、それ以前から駅北側の駐輪場前には、せっかく安全確保のための歩道があるにもかかわらず、駐輪場から自転車があふれ、歩道を占拠しているような状況です。また、郵便局側のポスト周辺では、自転車が車道にまではみ出してとめられていることもあります。このような状態ですから、駐輪場に入りきらない自転車が歩行者の歩行の妨げとなっていたり、車の運転の妨げになるようなこともあります。これで安心・安全なのでしょうか。

そのような現状を当局はどのように見ておられるのか。ただ手をこまねいて黙認しておられるのではないかと思ってしまう。

当局から提案され、制定された条例です。条例に反するような行為が減少するような、また反するような行為が行われなくなるような改善策があれば、お示してください。

現状の話になりますが、ご承知のとおり、現在、舟橋駅周辺には北側と南側の2カ所に駐輪場があります。正規に駐輪した場合、何台の自転車が駐輪できるかご存じでしょうか。北側には42台、そして南側には85台の自転車を駐輪することが可能です。

では、南北の駐輪場及び周辺に実際何台くらいの自転車がとめられているかご存じでしょうか。とめられている自転車が、多い日、多い時間帯に何度か台数調査を行ってみました。結果、南側駐輪場は許容台数85台に対して、とめられている自転車の台数は、多い日で約70台から82台で、まだ空きスペースは多少ありました。しかし、北側駐輪場では許容台数42台に対して78台から88台と、許容台数の2倍ほどの自転車が

とめられていました。

このことからわかりますが、両駐輪場を合わせた許容台数は127台なのに対して、駐輪場とその周辺にとめられている自転車の台数は148台から170台と、収容台数をはるかに上回る自転車がとめられていることがわかります。

最初は、この問題を打開するには、駐輪マナーの向上のために巡視員や指導員を配置してマナーの向上を図ればと考えましたが、絶対数の足りない現況下でのマナーの向上は難しいのではないかと思います。

あと考えられるのは、駐輪場の増設、また新たな建設が必要と思われませんが、このような現状について、当局ではどのような協議をされているのか。

通学に自転車を利用している、ある女子高校生が言っていました。「ルールを守って自転車をとめたくても、とめられない」と。また、ルールを守って自転車をとめても、帰るとき、自分の自転車を出すには、後から後から間に詰め込まれた自転車を引き出さなければ、自分の自転車を出せない。こんな作業は、力のない子どもや女性にとっては大変なことです。特に雨の日には傘もさせずにこんな作業を行っています。

これからも住宅が増え人口が増加すれば、通学や通勤に自転車を利用する人が増加すると考えます。これ以上に自転車が増加していくと、駐輪場にとめられない自転車が駐輪場周辺以外の広範囲に広がっていくことも懸念されます。両駐輪場には防犯カメラも設置しており、とめる側にとっては安全で安心してとめることのできる駐輪場ですが、それによって歩行者や車の障害になっては真の安全、真の安心にはならないのではないのでしょうか。

この条例は、長期駐車自転車等の処分のための適用には適していると考えますが、一般的に利用している人から言わせれば、「ルールやマナーは守りたいけれど、どうすればいいの？」と問われたとき、私はどう答えればいいのか返答に困ります。あなたならどう考えますか、どう答えますか。

ある職員からは、この件に関しては、今のところ、駐輪場を増設する計画も、新たに建設する計画もない。また、現状のままで仕方ない。これといった改善策も持たないような話も聞きましたが、私は今すぐ増設してほしいとか、建設してほしいとか言っているのではなく、もっと現場を知り、住民目線に立ってこの問題の打開策について考え、そして職員間でもしっかりと協議してもらいたいと思います。そして、提案権のある当局側から、議会、住民に対して納得のできる提案をされることを期待します。

答弁は、総務課長にお願いします。

続きまして、環境美化の促進に関する条例についての質問をいたします。

この条例は、平成13年3月12日に制定され、同年4月1日より施行されております。条例の目的は、村内における環境美化の保持及び快適な村民生活の向上に資するため、村民、事業者及びペット等の飼い主が一体となって空き缶などの散乱及びペット等のふん害を防止することにより、地域の環境美化を促進し、もって美しい村づくりを目指すことを目的とするとあります。

条例が制定され、施行されたころには、広報での啓蒙やポイ捨て防止につながるような立て看板などの設置により、一旦減少傾向に転じたような気がしておりましたが、その後、継続的な目立った啓蒙・啓発もなく、立て看板なども古くなり、汚れや傷みの目立つ物もところどころに見かけるようになってきています。

これが原因かどうか定かではありませんが、最近ではまた空き缶、ペットボトル、お菓子の包装紙、犬のふんなどが増加傾向にあるように見受けられます。当局では、この現状をどのように捉えておられるのでしょうか。

日々自己の健康増進のために、片手にゴミ袋を持ち、ウォーキングをしながらゴミを拾っておられる方や、本村には3名の方がおられるようですが、当局から推薦され、富山県環境保健衛生連合会から委嘱された環境巡視員が村内の環境巡視、そして環境美化に取り組んでおられます。

その方に聞きますと、やはりここ最近ポイ捨てなどのごみが増えてきているようで、詳しく話を聞いてみますと、最近目立つごみで一番多いのが、たばこの吸い殻やお菓子類の袋や包装紙。次に多いのは、ペットボトルの空や空き缶だそうです。また、最近、犬のふんも歩道の植え込みの中で見かけるようになってきたとのことで、時には歩道の真ん中などにもふんがあったそうです。

また、ごみが多く落ちている場所は県道沿いが多く、特に県道の松田の5差路から交益橋の間のようなようですが、これらは車からの投げ捨てではないかとのことでした。県道などでの車からの投げ捨てなどは、村内に住む住民ではなく、村内を通過していく車から投げ捨てが多いと思われます。もちろん村内の道路の脇や側溝にも多くのごみが落ちているとのことです。きょう拾ったから、あした落ちていないということはないそうで、イタチごっこの日々が続いているそうです。

今、オレンジパークの八つ橋のあるワンドは、きれいに手入れをされ、そこにはハナ

ショウブの花が咲き、そこを訪れる人の目を楽しませています。しかし、その前を流れる京坪川にごみが沈んでいたら、せっかくのロケーションが台なしになると、たまたま私がそこを通りかかったときに、その方はオレンジパーク付近の河川の状況を見て、清掃しておられました。そのとき、上流から直前に河川へ投げ込まれたと思う空き缶、発泡スチロール、食べ残しの残飯などビニール袋ごと、分別されないまま、そのまま袋が破れ流されてきました。このようなことはたびたびあるようで、これが川に沈んだり、ひっかかっていたりしているとも言っておられました。

舟橋村が少しでも美しくなればと、自慢することなくこのような活動を黙々と行っておられる方に話を聞かせていただき、頭の下がる思いで一杯でした。そして、舟橋村が本当に好きなんだなと感じさせられました。当然捨てる側のモラルや常識、マナーが問われることではありますが、まずごみを捨てにくい環境を構築していくことも大事ではないかと思います。

例えの一例ですが、本村では、ほかの市町に比べ道路脇の雑草や歩道の草、河川の草刈りがまめに行われ管理されており、気持ちのいい環境にあると思います。そのようなきれいなところには、ごみは捨てにくいと感じます。

舟橋村の環境美化を促進していくためには、せっかく村から推薦された環境巡視員が活動されて現状を熟知しておられますが、担当者は推薦するまでが仕事で、「後は任せるわ」ではなく、時には情報交換をし、現状の把握に努め、その意見を参考にしながら行政と住民が一体となった環境美化に取り組んでいかなければならないと思いますが、これからの環境美化についての取り組みについて、生活環境課長にお聞きします。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（竹島貴行君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 私のほうから、前原議員さんの舟橋村自転車等駐車場条例に関するご質問についてお答えをいたします。

まず、条例制定の経緯でございますが、以前から駅北側の駐輪場では、数多くの自転車がとめられております。収容台数が少ないにもかかわらず、長期間放置されたままの自転車等があったり、さらには、とめにくい状態となっており歩道へのはみ出しが見られるなど、歩行者の妨げになることもあったことは、ご指摘のとおりでございます。

本村といたしましては、駐輪台数の確保と駐輪場を有効利用していただくため、一昨

年、駐在所や上市警察署の協力を得まして、長期間放置されている自転車の撤去を行ったところであります。この事案に係る法的根拠を求めるため、条例を制定したところでございます。

一方、利用者のモラルの向上を自指し、鍵かけや整理整頓を促す看板を設置するなど、駐輪場の美化及び有効利用対策に努めております。しかしながら、現在に至るまで改善されていないのが現状であります。

今後は、定期的に、長期間放置されている自転車の撤去等を行いまして駐輪台数を確保するとともに、比較的余裕があります駅南側駐輪場へ誘導するなど、駅前が整然とするよう方策について検討をしてみたいと考えております。

例えば、ほとんどの利用者が通勤・通学者であることを考えますと、朝の一定の時間、シルバー人材センターさん等へお願いをいたしまして、監視及び誘導していただくことで適切な利用を促すことが考えられます。

いずれにいたしましても、利用者のモラルにかかわるものでもありますから、駅前の美化と交通安全の観点から、駐在所、上市警察署をはじめ関係機関と十分協議を行いながら対策を検討をしてみたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（竹島貴行君） 生活環境課長 高畠宗明君。

生活環境課長（高畠宗明君） 次に、私のほうから、前原議員さんの舟橋村環境美化の促進に関する条例についてのご質問にお答えいたします。

道路脇等におけるごみにつきましては、議員ご指摘のとおり、条例を制定した当初は村民の方々が自主的に清掃活動を実施するなど、皆さんで美しい村づくりを目指した美化活動等が取り組まれ、空き缶やペット、犬のふん等は減少傾向にありましたが、最近では、空き缶などのごみが道路に捨てられているのが多く見受けられるようになりました。

本村では、注意を促すため立て看板の設置や定期的に広報紙による啓発、さらには毎年8月の第一日曜日をクリーンデイにしまして村内一斉の環境美化行事の実施、環境巡視員による村内の巡回など、村内の景観維持や村民の美化意識の向上に努めているところでありますが、依然としてごみ類に対するマナーが守られず、大変残念なことであると思っております。

「舟橋村環境美化の促進に関する条例」には、村民等の責務についての定めがあり、村民等は地域の環境美化及び清掃保持に努めなければならないと規定されております。

この条例の趣旨からも、村民が今まで以上に郷土愛、いわゆる舟橋村に対する愛着を持ち、お互いの信頼と責任に基づき取り組んでいける環境をつくることが行政の重要な役割と思っております。

今後は、さらなる広報活動の充実強化に努め、地域の美化意識の高揚を図ると同時に職員自身もその責任と役割を再認識しまして、住民と一緒に行動する協働体制の確立を推進してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。